

障害者差別解消法

Q & A

Q 民間事業者などが合理的配慮の努力義務を守らないときは？

A 同じ民間事業者などが繰り返し障害のある人の権利利益の侵害になるような差別を行い、自主的な改善も期待できない場合などには、その事業分野を担当する大臣が、報告を求めたり、助言・指導、勧告といった行政措置を取ったりします。



Q 個人的な人間関係でもこの法律に違反した人は罰せられる？

A 障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想や言論は対象としていません。



Q この法律はいつからスタートする？

A 平成28(2016)年4月1日からスタートします。それまでに、国の「基本方針」にもとづく国の行政機関や地方公共団体などを対象とした「対応要領」や、各分野の民間事業者などを対象とした「対応指針」でより具体的な対応策がつけられます。



困ったときはご相談ください

障害を理由とする差別で困ったときは、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこで解決ができない場合も、その内容に応じた相談窓口が紹介されます。また、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」を防ぎ、地域ぐるみの主体的な取り組みをするために、国や地方公共団体の機関がそれぞれの地域の関係機関と連携する「障害者差別解消支援地域協議会」を組織します。

担当窓口

市担当窓口	住所	電話番号	FAX番号
東かがわ市役所 福祉課	〒769-2792 東かがわ市湊1847-1	(0879)26-1228	(0879)26-1338
さぬき市役所 長寿障害福祉課	〒769-2392 さぬき市長尾東888-5	(0879)52-2516	(0879)52-2990

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

知っていますか？

平成28年4月スタート
障害者差別
解消法

障害者差別解消法

こんなことで困ったことはありませんか？

レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。



目的地に行くのにどの電車を利用すればいいのか分からず、駅員にたずねたが、わかるように説明してくれなかった。



スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に断られた。



災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。

アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。



役所での会議に招かれ、わかりやすく内容を説明してくれ、必要な人が必要だと申し出たが、用意してもらえなかった。

